



金 沢 市 公 報

号外第26号の2

平成23年(2011年)10月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目次	ページ
規 則	
金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則等の一部を改正する規則 (景観政策課)	1

告 示	
金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱の一部改正について (住宅政策課)	4

規 則

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月1日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第61号

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則等の一部を改正する規則

(金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則の一部改正)

第1条 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則 (平成21年規則第58号) の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

- (15) 太陽光を電気に変換するための設備及び太陽熱を給湯、暖房その他の用途に利用するための設備 (以下「太陽光発電設備等」という。) で建築物以外のもの

第7条第5項中「たい積」を「堆積」に改め、同条第6項第1号及び第2号中「もの」の次に「(太陽光発電設備等の設置に係るものを除く。)」を加え、同項第3号中「橋りょう」の次に「及び太陽光発電設備等」を加え、「又は移転」を「若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (以下「建設等」という。)」に改める。

別表第1中「新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更 (以下「建設等」という。)」を「建設等」に、「又は物件のたい積」を「又は物件の堆積」に、「たい積区域」を「堆積区域」に改める。

別表第2中「建築物の建築等」の次に「(太陽光発電設備等の設置に係る建築等を除く。)」を加え、同表建築物の建築等の項の次に次のように加える。

建築物の建築等 (太陽光発電設備等の設置に係る建築等に限る。)	景観計画区域 (伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域及び伝統環境調和区域を除く。)	建築物の高さが10メートル以下であり、かつ、当該行為に係る部分のモジュール面積 (太陽電池モジュール又は集熱器の面積で、市長が定める基準により算定した面積をいう。以下同じ。) の合計が50平方メートル以下のもの
---------------------------------	---	---

別表第2中「工作物の建設等」を「工作物 (太陽光発電設備等を除く。) の建設等」に改め、同表工作物の建設等 (屋根面に設置する工作物の建設等を除く。) の項の次に次のように加える。

工作物 (建築物に附属しない太陽光発電設備等に限る。) の建設等	景観計画区域 (伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域及び伝統環境調和区域を除く。)	当該行為に係る部分のモジュール面積の合計が50平方メートル以下のもの
	伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域及び伝統環境調和区域	当該行為に係る部分のモジュール面積の合計が10平方メートル以下のもの

工作物（建築物に附属する太陽光発電設備等に限る。）の建設等	景観計画区域（伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域及び伝統環境調和区域を除く。）	建築物の高さが10メートル以下であり、かつ、当該行為に係る部分のモジュール面積の合計が50平方メートル以下のもの
-------------------------------	--	--

（金沢市こまちなみ保存条例施行規則の一部改正）

第2条 金沢市こまちなみ保存条例施行規則（平成6年規則第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項第1号イ中「もの」の次に「(太陽光を電気に変換するための設備及び太陽熱を給湯、暖房その他の用途に利用するための設備（以下「太陽光発電設備等」という。）の設置に係るものを除く。）」を加え、同号ウ中「もの」の次に「(太陽光発電設備等の設置に係るものを除く。）」を加え、同号エ中「橋りょう」の次に「及び太陽光発電設備等」を加え、「又は移転」を「若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「新築等」という。）」に改め、同号カを削り、同号オを同号カとし、同号エの次に次のように加える。

オ 工作物（建築物に附属しない太陽光発電設備等に限る。）の新築等で、当該行為に係る部分のモジュール面積（太陽電池モジュール又は集熱器の面積で、市長が定める基準により算定した面積をいう。）の合計が10平方メートル以下のもの

別表中「新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」を「新築等」に改める。

（金沢市用水保全条例施行規則の一部改正）

第3条 金沢市用水保全条例施行規則（平成8年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号イ中「もの」の次に「(太陽光を電気に変換するための設備及び太陽熱を給湯、暖房その他の用途に利用するための設備（以下「太陽光発電設備等」という。）の設置に係るものを除く。）」を加え、同号ウ中「もの」の次に「(太陽光発電設備等の設置に係るものを除く。）」を加え、同号エ中「橋りょう」の次に「及び太陽光発電設備等」を加え、「又は移転」を「若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「新築等」という。）」に改め、同号カを削り、同号オを同号カとし、同号エの次に次のように加える。

オ 工作物（建築物に附属しない太陽光発電設備等に限る。）の新築等で、当該行為に係る部分のモジュール面積（太陽電池モジュール又は集熱器の面積で、市長が定める基準により算定した面積をいう。）の合計が10平方メートル以下のもの

別表中「新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」を「新築等」に改める。

（金沢市斜面緑地保全条例施行規則の一部改正）

第4条 金沢市斜面緑地保全条例施行規則（平成9年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号エ中「もの」の次に「(太陽光を電気に変換するための設備及び太陽熱を給湯、暖房その他の用途に利用するための設備（以下「太陽光発電設備等」という。）の設置に係るものを除く。）」を加え、同号オ中「もの」の次に「(太陽光発電設備等の設置に係るものを除く。）」を加え、同号カ中「橋りょう」の次に「及び太陽光発電設備等」を加え、「又は移転」を「若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「新築等」という。）」に改め、同号クを削り、同号キを同号クとし、同号カの次に次のように加える。

キ 工作物（建築物に附属しない太陽光発電設備等に限る。）の新築等で、当該行為に係る部分のモジュール面積（太陽電池モジュール又は集熱器の面積で、市長が定める基準により算定した面積をいう。）の合計が10平方メートル以下のもの

第5条第2項第1号ケ中「たい積」を「堆積」に改める。

別表中「又は物件のたい積」を「又は物件の堆積」に、「たい積区域」を「堆積区域」に、「新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」を「新築等」に改める。

（金沢の歴史的文化的資産である寺社等の風景の保全に関する条例施行規則の一部改正）

第5条 金沢の歴史的文化的資産である寺社等の風景の保全に関する条例施行規則（平成14年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号イ中「もの」の次に「(太陽光を電気に変換するための設備及び太陽熱を給湯、暖房その他の用途

に利用するための設備（以下「太陽光発電設備等」という。）の設置に係るものを除く。）を加え、同号ウ中「もの」の次に「(太陽光発電設備等の設置に係るものを除く。）」を加え、同号エ中「橋りょう」の次に「及び太陽光発電設備等」を加え、「又は移転」を「若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「新築等」という。）」に改め、同号カを削り、同号オを同号カとし、同号エの次に次のように加える。

オ 工作物（建築物に附属しない太陽光発電設備等に限る。）の新築等で、当該行為に係る部分のモジュール面積（太陽電池モジュール又は集熱器の面積で、市長が定める基準により算定した面積をいう。）の合計が10平方メートル以下のもの

別表中「新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」を「新築等」に改める。

（金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例施行規則の一部改正）

第6条 金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例施行規則（平成17年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号オ中「のもの」の次に「(太陽光を電気に変換するための設備及び太陽熱を給湯、暖房その他の用途に利用するための設備（以下「太陽光発電設備等」という。）の設置に係るものを除く。）」を加え、同号カ中「のもの」の次に「(太陽光発電設備等の設置に係るものを除く。）」を加え、同号キ中「橋りょう」の次に「及び太陽光発電設備等」を加え、「又は移転」を「若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「新築等」という。）」に改め、同号クを削り、同号キの次に次のように加える。

ク 工作物（建築物に附属しない太陽光発電設備等に限る。）の新築等で、当該行為に係る部分のモジュール面積（太陽電池モジュール又は集熱器の面積で、市長が定める基準により算定した面積をいう。）の合計が10平方メートル以下のもの

第7条第1号サ中「たい積」を「堆積」に改める。

別表中「新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」を「新築等」に、「たい積」を「堆積」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則第3条第15号、第7条第6項及び別表第2の規定は、平成23年11月1日（以下「適用日」という。）以後に着手する景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為について適用し、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後適用日に着手する同項第1号及び第2号に掲げる行為並びに施行日に着手した同項第1号及び第2号に掲げる行為については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の金沢市こまちなみ保存条例施行規則第5条第3項の規定は、適用日以後に着手する金沢市こまちなみ保存条例（平成6年条例第1号）第7条第1項第1号に掲げる行為について適用し、施行日以後適用日に着手する同号に掲げる行為及び施行日に着手した同号に掲げる行為については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の金沢市用水保全条例施行規則第5条第2項の規定は、適用日以後に着手する金沢市用水保全条例（平成8年条例第7号）第7条第1項第1号及び第2項第1号に掲げる行為について適用し、施行日以後適用日に着手する同条第1項第1号及び第2項第1号に掲げる行為並びに施行日に着手した同条第1項第1号及び第2項第1号に掲げる行為については、なお従前の例による。
- 5 第4条の規定による改正後の金沢市斜面緑地保全条例施行規則第5条第2項の規定は、適用日以後に着手する金沢市斜面緑地保全条例（平成9年条例第1号）第7条第1項第3号に掲げる行為について適用し、施行日以後適用日に着手する同号に掲げる行為及び施行日に着手した同号に掲げる行為については、なお従前の例による。
- 6 第5条の規定による改正後の金沢の歴史的文化資産である寺社等の風景の保全に関する条例施行規則第6条の規定は、適用日以後に着手する金沢の歴史的文化資産である寺社等の風景の保全に関する条例（平成14年条例第10号）第7条第1項第1号に掲げる行為について適用し、施行日以後適用日に着手する同号に掲げる行為並びに施行日に着手した同号に掲げる行為については、なお従前の例による。
- 7 第6条の規定による改正後の金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例施行規則第7条の規定は、適用日以後に着手する金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例（平成17年条例第6号）第9条第1項第4号に掲げる行為について適用し、施行日以後適用日に着手する同号に掲げる行為及び施行日に着手した同号に掲げる行為については、なお従前の例による。

告 示

●金沢市告示第240号

金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱（平成16年告示第59号）の一部を次のように改正する。

平成23年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

第2条第2号ウ中「瓦ぶき」の次に「(一部を瓦に代えて太陽光を電気に変換するための設備でふいたものを含む。)」を加え、同号カ(ア)中「伝統環境調和区域」という。)の次に「のうち、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第142条に規定する伝統的建造物群保存地区（以下「伝統的建造物群保存地区」という。）以外の区域」を加え、「同条第2項」を「景観条例第10条第2項」に改め、同カ(イ)中「(ア)」の次に「及び(イ)」を加え、同(イ)を同カ(ウ)とし、同カ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 伝統的建造物群保存地区 金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例（昭和52年条例第2号）第5条の許可の基準に適合していること。

様式第1号中

15	こまちなみ保存区域		該当する	該当しない	
16	建築士の住所、氏名及び資格	住所	事務所名 ()		
		氏名			
		資格	一級	二級	木造

を

15	伝統的建造物群保存地区		該当する	該当しない	
16	こまちなみ保存区域		該当する	該当しない	
17	建築士の住所、氏名及び資格	住所	事務所名 ()		
		氏名			
		資格	一級	二級	木造

に

改める。

附 則

改正後の金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱（以下「新要綱」という。）第2条第2号ウの規定は、平成23年11月1日（以下「適用日」という。）以後に着手する個人住宅の新築工事に係る新要綱第5条第1項又は第6条第1項（これらの規定を新要綱第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請について適用し、同年10月1日（以下「施行日」という。）以後適用日前に着手する個人住宅の新築工事に係る新要綱第5条第1項又は第6条第1項（これらの規定を新要綱第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請及び施行日前に着手した個人住宅の新築工事に係る改正前の金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第5条第1項又は第6条第1項（これらの規定を旧要綱第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請については、なお従前の例による。

平成23年(2011年)10月1日	印刷	発行人	金 沢 市
平成23年(2011年)10月1日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
	定価 120円	印刷所	(株) 共 栄
			石川県金沢市玉鉾4丁目166番地